

令和4年

第2回美浜町議会臨時会会議録

令和4年4月19日 開会

令和4年4月19日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 令和4年第2回美浜町議会臨時会会議録目次

4月19日（火曜日）第1号

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 議事日程                     | 1  |
| 会議に付した事件                 | 1  |
| 会議に出席した議員                | 1  |
| 説明のため出席した者の職、氏名          | 1  |
| 職務のため出席した者の職、氏名          | 2  |
| 開会及び会議の宣告                | 2  |
| 会議録署名議員の指名               | 3  |
| 会期の決定                    | 3  |
| 報告第2号から議案第35号まで10件一括提案説明 | 3  |
| 承認第1号（質疑・討論・採決）          | 8  |
| 承認第2号（質疑・討論・採決）          | 8  |
| 議案第29号（質疑・討論・採決）         | 8  |
| 議案第30号（質疑・討論・採決）         | 9  |
| 議案第31号（質疑・討論・採決）         | 11 |
| 議案第32号（質疑・討論・採決）         | 11 |
| 議案第33号（質疑・討論・採決）         | 12 |
| 議案第34号（質疑・討論・採決）         | 13 |
| 議案第35号（質疑・討論・採決）         | 13 |
| 閉会                       | 14 |

令和4年4月19日（火曜日）

第2回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年4月19日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について  
承認第1号 専決処分事項の報告承認について  
承認第2号 専決処分事項の報告承認について  
議案第29号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について  
議案第30号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和4年度委託業務協定書の締結について  
議案第31号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第32号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第33号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第34号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）  
議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

◎ 本日の出席議員（14名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 山本辰見君 | 2番  | 鈴木美代子君 |
| 3番  | 森川元晴君 | 4番  | 石田秀夫君  |
| 5番  | 杉浦剛君  | 6番  | 廣澤毅君   |
| 7番  | 大寄暁美君 | 8番  | 中須賀敬君  |
| 9番  | 横田貴次君 | 10番 | 荒井勝彦君  |
| 11番 | 大岩靖君  | 12番 | 横田全博君  |
| 13番 | 野田増男君 | 14番 | 丸田博雅君  |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- |          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 町長       | 齋藤宏一君  | 副町長    | 八谷充則君  |
| 教育長      | 伊藤守君   | 総務部長   | 杉本康寿君  |
| 厚生部長     | 高橋ふじ美君 | 産業建設部長 | 宮原佳伸君  |
| 教育部長     | 夏目勉君   | 総務課長   | 中村裕之君  |
| 秘書課長     | 大松知彰君  | 企画課長   | 戸田典博君  |
| 防災課長     | 富谷佳成君  | 税務課長   | 小島康資君  |
| 住民課長     | 藪井幹久君  | 福祉課長   | 三枝美代子君 |
| 健康・子育て課長 | 下村充功君  | 環境課長   | 谷川雅啓君  |

産業課長 三枝利博君  
都市整備課長 平野和紀君  
会計管理者 宮崎典人君  
生涯学習課長 山本圭介君

建設課長 茶谷昇司君  
水道課長 竹内健治君  
学校教育課長 近藤淳広君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富谷佳宏君 主幹兼議会係長 森 秀雄君

〔 午前 9 時00分 開会 〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和4年第2回美浜町議会臨時会開催にあたり、皆様方のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、4月1日から新たな人員配置、また新しい教育長をお迎えして、フルスペックでこの臨時会が開催できますことを、議長として改めて皆様方のご協力に心から感謝申し上げます。

議員の皆様においては、毎朝子どもたちの登校に合わせて交通立哨にご協力いただく議員さんも多いかと思いますが、この4月から新1年生の登校の姿を見ていますと、最近少し慣れてきて小学校生活に自信が出てきたのかなと、そんなことを感じます。昨日から1年生も5時限授業が始まり、給食がスタートしているということで、私の小学校5年生の娘から報告を受けました。町内各地で力強く新年度がスタートする、そんな実感をする時期ではないかなと思います。

改めて美浜町に住み暮らす皆様の生活に直結したこの議会運営を、慎重かつ正確に進めていかねばならないと気持ちを新たにしました。皆様方のご尽力ご協力を改めてよろしく願いいたします。

また、毎回お伝えをさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので、お知らせをさせていただきます。

それでは会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔 町長 齋藤宏一君 登壇 〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議のうえ、お認めくださるようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔 降 壇 〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回美浜町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表を御手元に配付しましたので御確認をお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 杉浦剛議員、14番 丸田博雅議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告についてから

#### 議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで10件一括提案説明

#### ○議長（横田 貴次君）

日程第3、報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件を一括議題といたします。

以上10件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

#### ○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、報告第2号、専決処分事項の報告についてをはじめとして10件でございます。早速、提案理由をご説明いたします。

初めに、報告第2号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和4年3月11日金曜日、美浜町大字河和字北屋敷20番2地先、町道4123号線を東へ自転車で走行中に道路の陥没部分にタイヤがはまり転倒する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額0円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、3月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会にご報告申し上げます。

次に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、議案第29号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結

についてでございますが、協定書を締結するにあたりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第30号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和4年度委託業務協定書の締結についてでございますが、協定を締結するにあたりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第31号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和3年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第32号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本改正も同様、令和3年8月の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第33号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本改正も同様に、令和3年8月の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条は、歳入歳出それぞれ1億5,265万9,000円を追加し、補正後の予算総額を86億2,765万9,000円とするものでございます。第2条は、今回の補正予算にかかる事業のうち、保健センター管理運営事業において、地方債の追加をお願いするものでございます。

なお、この地方債につきましては、保健衛生債を活用するものでございます。

次に、議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条において収益的収入と支出をそれぞれ154万円増額し、補正後の予算額を収益的収入5億1,198万円、収益的支出5億738万8,000円とするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号から議案第35号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重にご審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔 降 壇 〕

#### ○総務部長（杉本康寿君）

それでは、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

資料1の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町税条例新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴い第46条では、法人町民税の申告納付において、引用条項のズレの整理を、附則第10条の2第2項では、公共の危害防止のために設置するもののうち、下水道法に規定された償却資産の課税標準となるべき価格に乗ずる割合を4分の3から5分の4に改正し、第3項から第24項は引用項目のズレの整理を、第25項では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設でございます。附則第10条の3では、固定資産税の減額申告書の添付書類に関する用語の改正を、附則第12条では、宅地等の固定資産税の特例として、景気回復を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の100分の5から100分2.5へ軽減するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条

例でございます。資料2の美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町都市計画税条例新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴い、附則第2項から第5項では、引用項目ズレの整理を、附則第6項では、固定資産税同様に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設でございます。附則第7項では、条例の項目ズレの整理を、附則第8項では、宅地等の固定資産税の特例と同様に景気回復を期すため、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上限幅を、評価額の100分の5から100分2.5へ軽減するものでございます。附則第9項から第16項では、条例の項目ズレに伴う整理を、附則第17項では、法改正に伴う項目ズレの整理でございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

承認第1号及び承認第2号の説明は、以上でございます。

### ○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第29号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、令和3年度からの繰越事業としまして、国の補正予算による国庫補助金の追加交付に伴い、補助対象事業を追加することとなり、お手元の資料3のとおり去る3月23日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

第1条で費用につきましては、8億9,963万7,200円を1,978万5,700円増額し、9億1,942万2,900円に改めております。増額の内容としまして、第2条の表の5番目運動公園附属施設設計業務としまして、写真判定塔の設計業務を追加するものでございます。

次に、議案第30号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和4年度委託業務協定書の締結について説明いたします。運動公園整備事業に関する業務を、独立行政法人都市再生機構中部支社へ委託するにあたりまして、お手元の資料4のとおり、4月8日付けで委託業務仮協定を締結いたしました。本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本業務の内容は、資料4の最終ページをご覧ください。

別記2及び別記3のとおり、第3種公認陸上競技場の建設工事を含む公園施設整備工事、監督業務及び変更への対応並びに事務費で、協定の金額は17億9,191万6,500円でございます。期間は約2年間とし、完了期限は令和6年3月31日とするものでございます。

議決をいただいたのち、この仮協定は本協定となりますので、都市再生機構において工事等を発注するものでございます。以上でございます。

### ○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第31号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料5美浜町職員の給与に関する条例の一部改正の内容をご覧ください。

改正の内容につきましては、一般職員にかかる期末手当の支給率の改正で、期末手当を年間0.15月分、再任用職員では年間0.1月分引き下げると共に、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15、再任用職員では72.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減額するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

次に、議案32号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6をご覧ください。

改正の内容につきましては、町長、副町長及び教育長にかかる期末手当の支給率の改正で、期末手当を年間0.1月

分引き下げると共に、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減額するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

次に、議案33号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、同じく資料6をご覧ください。

改正の内容につきましては、議案第32号同様、議会議員にかかる期末手当の支給率の改正で、期末手当を年間0.1月分引き下げると共に、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月に支給する期末手当から減額するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からでございます。

議案第31号から議案第33号の説明は、以上でございます。

### ○総務課長（中村裕之君）

次に、議案第34号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

始めに、歳出から説明しますので、補正予算書16、17ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の行政管理事業においては、行政不服審査請求に伴う審理員報酬を、2目人事管理費の人事管理事業においては、町長車等運転業務に伴います手数料を、7目企画費においては、スポーツまちづくり支援業務委託料を一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正を計上いたしました。

8目電子計算費の電算管理運営業務においては、知多南部畜場へのインターネット予約及び証明書発行が宿直室でできますよう、回線敷設作業委託やプリンタの購入費を、また、マイナポイント申込支援用パソコン等の借用期間が本年7月で満了するため、代替機等にかかる賃借料を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費の財源更正では、子育て支援金支給事業において、報償費の子育て支援金を一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への変更を、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費の財源更正でも、児童館空調更新工事を一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ変更するものでございます。

18、19ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業においては、空調設備更新及び屋上防水改修工事並びに設計監理委託料を計上いたしました。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費の財源更正でも水産業振興事業において、放流種育苗成事業補助金を一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への変更を、7款商工費、1項商工費、2商工振興費、商工振興事務においては、キッチンカーの導入補助金を計上しました。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の財源更正では、消防組合感染症対策事業分担金を一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への変更を、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費においては、スクールソーシャルワーカー任用にかかります報酬、期末手当、費用弁償を計上いたしました。

20、21ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業においては、奥田小学校特別支援教室空調機移設設置工事請負費を計上いたしました。2目教育振興費においては、小学生に職場体験などを行いますキャリアスクールプロジェクト事業の委託料を計上いたしました。4項社会教育費、2目公民館費では、布土公民館の会議室空調機器改修工事費を計上いたしました。5項保健体育費、2目体育施設費の運動施設管理運営事業においては、南部体育館自動火災報知機設備改修工事費を計上しました。

22、23 ページをご覧ください。

13 款諸支出金、2 項公営企業費、1 目公営企業費においては、水道料金の基本料金に当たります準備料金を3期6か月分減免するための操出金を計上いたしました。

なお、歳出予算のうち、行政管理事業、人事管理事業、電算管理運営事務、事務局費、教育振興事業及び運動施設管理運営事業を除きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行われる事業でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

少し戻りまして、14、15 ページをご覧ください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金においては、マイナポイント事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしました。

16 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金においては、スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金を、3 項委託金、5 目教育費委託金においては、小学生の職場体験等のためのキャリアスクールプロジェクト委託金を計上いたしました。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金においては、今予算が財源超過のため、財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

22 款町債、1 項町債、6 目保健衛生債においては、保健センター空調設備更新事業等にかかる保健衛生債を計上いたしました。

少し戻りまして、7 ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

歳入でご説明しました保健センター空調設備更新事業等にかかる経費のうち、町債であります保健衛生債を追加するものでございます。

議案第34号の説明は以上でございます。

### ○水道課長（竹内健治君）

次に、議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の美浜町水道事業会計補正予算書及び予算説明書の15ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して水道料金の減免を行うため減額するものでございます。2 項営業外収入、6 目他会計補助金においては、水道料金等の減免にかかる費用を一般会計から受け入れるものでございます。

次に、支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目総係費においては、水道料金システムの改修費用を計上するものでございます。

議案第35号の説明は、以上でございます。

### ○議長（横田貴次君）

報告第2号から議案第35号までの説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前 9 時 36 分 休憩〕

〔午前 10 時 25 分 再開〕

### ○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結に

ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。森川議員。

**○3番（森川元晴君）**

今回の変更の協定締結に関してであります。先ほどの説明で9億1,942万2,900円のうち、これは付属の施設ということで写真判定塔を作るということの説明をいただきました。そこで、この写真判定塔というのが作られるわけですが、この変更について、いつ、どのような協議がなされ、今回の追加また変更に至ったかの説明をお願いいたします。

**○産業建設部長（宮原佳伸君）**

陸上競技場のスタンドやトラック等につきまして、昨年、パラの陸上競技連盟と意見交換した際に、写真判定室があった方がよいという意見を聞きまして、追加しようという判断をしたわけです。そして、令和3年度の事業として繰り越す事業に追加したということです。

**○3番（森川元晴君）**

わかりました。例えば、今後このような形で突然という言い方は失礼かもしれませんが、追加または変更工事が進められると、とても事業費が膨らんでいくのではないかと懸念もあるわけですが、今後、このような追加工事等の可能性は執行部としてどのように考えていますか。

**○都市整備課長（平野和紀君）**

今回の補正は、元々やる予定であったものを国庫補助金が付いたことにより先行して前倒しで発注するものでございますので、特に突発というものではございません。ただ、今後進める中で施設が必要な場合は予算をあげていきますのでご審議いただくようよろしくお願いいたします。

**○議長（横田貴次君）**

そのほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和3年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和4年度委託業務協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 森川議員。

**○3番（森川元晴君）**

令和4年度の当初予算書を見ていただくと分かりますが、12億1,000万円ぐらいの予算金額が書いてありますが、先ほどの議案29号の変更議案であります。運動公園付属施設の工事費、先ほどは設計費だったと思うのですが、工事費というものは、この12億の中に含まれているのですか。

**○都市整備課長（平野和紀君）**

当然、調査設計をこれから行い事業費の算定をしますが、現時点では事業費の中に含まれていると考えていますので、よろしくお願いたします。

**○3番（森川元晴君）**

資料4別記3事業費の表中、運動公園修正設計の区分のうち、令和5年度の支出額の1,298万9,900円の内訳ということですが、これはすでに修正の予定があるのかということをお聞きしたいのと、その下の事務費について先ほどの令和3年度の変更協定金額では、令和4年度支出額が3,436万9,500円であったものが、今回は4,017万4,200円と約580万円増額されていますが、その理由と令和5年度も同額の訳をお聞きいたします。

**○都市整備課長（平野和紀君）**

修正設計の予定ですが、これだけ大きな事業になりますのでそういった修正設計の想定はされておりますので、事業規模に応じて積算しています。ただ、工事が進むにおいて修正がなければ、この額は減額されることになると考えています。事務費の算定につきましては、こちらも事業のボリュームに応じて算定するものですので、このような金額になっております。

**○議長（横田貴次君）**

そのほかに質疑はありませんか。4番 石田議員。

**○4番（石田秀夫君）**

確認の意味で一つ聞かせてください。今回の予算、委託対象の面積で8.3ヘクタールということですが、2024年までに全域をこの額で進めていく、完成させていくという考えでよろしいでしょうか。

**○議長（横田貴次君）**

協定書の内容について、どこまでの範囲の工事内容かという質問でよろしいですね。

**○産業建設部長（宮原佳伸君）**

今般の議案第30号、4、5年度の協定の範囲につきましては、山王川の河口部分を見て右側、右岸側ですね、陸上競技場側の工事範囲ということになります。具体的には、陸上競技場の建物、トラック、その周辺と駅側の交流広場の整備ということになります。8.3ヘクタールというのは左岸側大学側も含まれますので、そちら側の事業につきましては、令和6年度以降ということになります。

**○議長（横田貴次君）**

そのほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 森川議員。

**○3番（森川元晴君）**

賛成の立場から討論いたします。今回2つの協定の締結ということで、大変大きな金額になりますが、ぜひ令和6年、2024年のオープンを目指していただきたいということと、新聞等でも報道されております2026年アジア大会におかれましては、最近のニュースではパラ競技も開催されるということも決定しております。ぜひ、この施設をメイン会場としては無理かもしれませんが、合宿なりいろいろな誘致をしっかりとさせていただきたいというような思いで賛成討論とさせていただきます。

**○議長（横田貴次君）**

そのほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和4年度委託業務協定書の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより、議案第32号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第33号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより、議案第33号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより、議案第34号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより、議案第35号 令和4年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（横田貴次君）**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔 町長 齋藤宏一君 登壇 〕

**○町長（齋藤宏一君）**

令和4年第2回美浜町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今臨時会上程いたしました報告第2号をはじめとする全議案いずれにつきましても、慎重審議の上、ご承認いただけたことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、4月に入り、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により、本町では3回目のワクチン接種を実施しておりますが、未だ終息の見通しが立たず、厳しい状況が続いておりますが、議員の皆様におかれましても、お体を充分御自愛いただきますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔 降 壇 〕

**○議長（横田貴次君）**

ありがとうございました。

これにて、令和4年第2回美浜町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔 午前 10 時 45 分 閉会 〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年4月19日

美浜町議会

議長 横田 貴次

議員 杉浦 剛

議員 丸田 博雅